

証券コード 6333  
(発送日) 2026年6月8日  
(電子提供措置の開始日) 2026年6月2日

株 主 各 位

兵庫県たつの市新宮町平野60番地

**株式会社TEIKOKU**

代表取締役社長執行役員 村 田 潔

## 第122期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第122期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

<https://www.teikokucp.co.jp/ir/library/annualmeeting.html>



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「TEIKOKU」または「コード」に当社証券コード「6333」(半角)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、後述のご案内に従って2026年6月26日(金曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 記

1. 日 時 2026年6月29日（月曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県たつの市新宮町平野60番地  
当社工場事務所棟3階誠和ホール  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第122期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
  2. 会計監査人及び監査等委員会の第122期連結計算書類監査結果報告の件

### 決議事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

<株主提案（第4号議案）>

第4号議案 定款一部変更の件（非公開化を含む戦略検討に関する特別委員会の設置）

**当社取締役会は第4号議案に反対いたします。**

**株主提案（第4号議案）の議案の要領及び取締役会の意見は、後記「株主総会参考書類」の57ページ以降に記載のとおりであります。**

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項のうち、連結注記表及び個別注記表に表示すべき事項に係る情報につきましては、法令及び定款に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（本総会におきましては、書面交付請求をいただいていない株主様にも同書面を送付いたします。）には記載しておりません。  
なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成する際に監査した連結計算書類及び計算書類には、当該書面に記載のもののほか、この連結注記表及び個別注記表として表示すべき事項も含まれております。
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2026年6月29日(月曜日)  
午前10時



### インターネット等で議決権を行使される場合

5ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月26日(金曜日)  
午後5時入力完了分まで



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年6月26日(金曜日)  
午後5時到着分まで

本株主総会におきましては、会社提案(取締役会からご提案させていただく議案)と株主提案(1名の株主様からご提案された議案)の決議を行います。

第4号議案は、株主提案です。

**当社取締役会は、この株主提案に反対しております。**

議案の詳細については、57ページ以降をご参照ください。

- 各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- インターネット及び郵送の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

■記入方法のご案内 議決権行使書用紙はイメージです。

議決権行使書 株式会社TEIKOKU 御中

株主番号 議決権行使明数

私は、2026年6月29日開催の当社第122期定時株主総会（議決権行使書）に出席し、各議案について、右記「賛否」欄に○印を付けてご記入をお願いします。

2026年6月 日

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案
会社提案	賛	賛	賛	賛
株主提案				

各議案について賛否の表示をしない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱います。

「(株主) 当社取締役会は株主提案に賛成しております。株主提案に反対の場合は「否」に○印でご記入ください。」

インターネットと専用端末で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右方を切り離さずそのまま委員会にご提出ください。

株式会社TEIKOKU

各議案の賛否をご表示ください。

賛成の場合 「賛」の欄に○印  
反対の場合 「否」の欄に○印

※一部の候補者に反対の場合、「賛」の欄に○印を付け、反対する候補者の番号をご記入ください。

当社取締役会は、株主提案に反対しております。当社取締役会の意見にご賛同いただける場合は、株主提案の「否」の欄に○印を付けてください。

■議決権行使書用紙の記載例

記載例は、会社提案の全ての議案に賛成・株主提案に反対の場合のものです。

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案
会社提案	賛	賛	賛
	否	否	否

議案	第4号議案
株主提案	賛
	否

当社取締役会は株主提案に反対しております。

当社取締役会の意見にご賛同いただける場合には、「否」に○印をご記入いただきたくお願いいたします。

第1号議案から第3号議案は、会社提案（取締役会からご提案させていただく議案）です。

第4号議案は、株主提案（1名の株主様からご提案された議案）です。

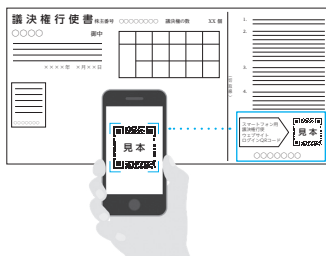
各議案に対して賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとして取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン後、再度議決権行使をお願いいたします。

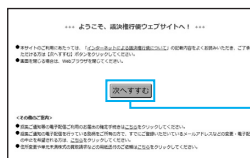
※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

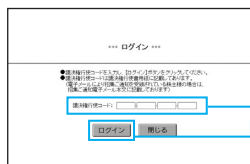
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

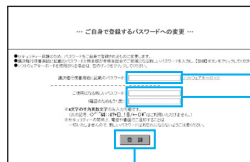
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 事業報告

( 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国の関税政策の影響や中東情勢の地政学リスク、長期化する中国経済の低迷等により、総じて不透明感が高まる状況となりました。

当社グループを取り巻く環境は、主要顧客である化学業界において、米国では関税政策や金融環境の影響により設備投資は鈍化傾向となり、また、中国においても経済低迷により大型プロジェクトの抑制が見られる等、減速感が強まりました。

一方で半導体市場については、生成AIの普及等を背景にデータセンター向け等の成長分野における設備投資需要が堅調に推移しました。

このような状況下、当連結会計年度においては、東南アジアやインド、欧州等が堅調に推移したものの、主要市場である米国と中国において、ケミカル機器キャンドモータポンプやアフターサービスが減少したことや、子会社である株式会社平福電機製作所の事業停止等により、売上高は減少しました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は29,091百万円（前期比4.8%減）となりました。利益面につきましては、主に粗利率の低下等により、営業利益は4,983百万円（同17.7%減）、経常利益は5,444百万円（同13.5%減）となったものの、投資有価証券売却益868百万円及び株式会社平福電機製作所の事業停止等による固定資産売却益140百万円の計上等により、親会社株主に帰属する当期純利益は4,341百万円（同13.9%増）となりました。

なお、当連結会計年度より、当社グループは「ポンプ事業」を単一の報告セグメントとしており、その他の事業については量的重要性が乏しいため、セグメント別の記載を省略しております。

- ② 設備投資の状況  
当連結会計年度における設備投資総額は、839百万円であります。  
その主なものは、当社において基幹システムのハードウェア更新に60百万円を、子会社のTEIKOKU USA INC.において工場の一部改修や生産性向上のための機械設備に155百万円を、上月電装株式会社において生産性向上のための機械設備に58百万円を、それぞれ投資いたしました。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度 (当連結会計年度)
売 上 高(千円)	28,450,684	29,217,874	30,546,287	29,091,243
経 常 利 益(千円)	5,472,448	5,442,844	6,296,563	5,444,526
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	3,996,655	3,125,199	3,811,499	4,341,599
1株当たり当期純利益(円)	214.95	173.81	219.27	265.69
総 資 産(千円)	41,596,930	42,040,322	42,396,568	40,204,658
純 資 産(千円)	31,506,226	32,466,222	33,504,715	32,237,019
1株当たり純資産額(円)	1,716.10	1,809.38	1,971.14	2,045.68

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社協和電機製作所	10,000千円	100%	コイル捲線の製造、機械加工
上月電装株式会社	10,000千円	100%	ポンプ組立、機械加工、電磁ブレーキの製造、プレス加工
株式会社帝伸製作所	10,000千円	100%	ポンプ組立、機械加工
TEIKOKU USA INC.	5,800 千米ドル	100%	キャンドモータポンプの製造・販売及び修理サービス、電力関連機器ポンプ等の販売
大連帝国キャンドモータポンプ有限公司	51,000 千人民元	100%	キャンドモータポンプ、電力関連機器ポンプの製造・販売及び修理サービス
台湾帝国ポンプ股份有限公司	26,500 千台湾ドル	100%	キャンドモータポンプ、電力関連機器ポンプ等の販売及び修理サービス
TEIKOKU SOUTH ASIA PTE LTD.	142 千シンガポールドル	100%	キャンドモータポンプ、電力関連機器ポンプ等の販売及び修理サービス
TEIKOKU ELECTRIC GmbH	950 千ユーロ	100%	キャンドモータポンプ、電力関連機器ポンプ等の販売及び修理サービス
TEIKOKU KOREA CO.,LTD.	400,000 千韓国ウォン	100%	キャンドモータポンプ、電力関連機器ポンプ等の販売及び修理サービス
HYDRODYNE TEIKOKU(INDIA) PVT. LTD.	102 千インドルピー	51%	キャンドモータポンプの製造・販売及び修理サービス

(注) 1. 連結子会社は上記の重要な子会社10社を含め計12社であります。

2. 株式会社平福電機製作所は、2024年12月31日をもって事業を停止したため、重要な子会社から除外いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

##### ①当社を取り巻く課題の認識

中東情勢の緊迫化により中東産原油の輸入が滞る等、当社を取り巻く外部環境に大きな変化が訪れております。当社においては、安定したサプライチェーンを構築するとともに、エネルギー転換による需要や脱炭素市場の取り込み等の新市場開拓を進め、従来の市場のみに依存しない強靱な収益構造の構築に取り組んでいく必要があります。

当社は、2024年度を初年度とする3ヶ年の中期経営計画（2025年3月期～2027年3月期）において、更なる成長に向けて次の事項を課題と認識し取り組みを進めております。

##### イ. 環境負荷軽減に直結するポンプ事業の推進と基盤整備

###### ・キャンドモータポンプの需要開拓・促進

新市場である脱炭素市場獲得に向けたマーケティング戦略や製品開発を強化するとともに、既存市場においては地域特性に応じた営業戦略で更なる市場深耕を図ってまいります。

###### ・キャンドモータポンプの安定供給を支える調達力強化と技術対応力向上

需要と社会的役割が増加する当社キャンドモータポンプへの供給責任を果たすため、生産体制の整備やサプライチェーンの強化に取り組めます。また、設計効率化による納期短縮や高難度案件への対応力強化で他社との差別化を図ってまいります。

##### ロ. 人的資本尊重・強化による成長組織基盤強化

###### ・人財投資増強による育成強化とモチベーションアップ

会社が存続し持続的に発展していくために、人財育成は最重要課題の一つであります。教育訓練の充実や職務設計の工夫により成長機会を創出し、仕事のやりがいを実感できる会社を目指してまいります。また、成長や挑戦を促すような人事・評価制度への見直しを進めてまいります。

###### ・働きやすい職場環境の整備

社是「みんなで良くなる 誠実に事に当たろう 積極的にやろう」を体現した働きがいのある会社を目指すため、仕事のやりがいに加えて、更に働きやすい職場環境を目指してまいります。ハラスメントのない心理的安全性の高い職場づくりや従業員エンゲージメントを高めるため、企業風土改革に取り組めます。また、先進IT技術導入による効率化、労働環境の改善による快適化等にも努めてまいります。

また、当社グループは、「変わるぞ T E I K O K U 『圧倒的No.1への挑戦～世界の隅々に、唯一無二を、最速で』」をビジョンステートメントとするグループビジョンを策定し、2035年を見据えたグループ全体での長期的な成長の方向性を明確にいたしました。本ビジョン

の達成に向けて、世界市場における高い競争力を確保するための事業基盤整備を進めるとともに、社是を体現した働きがいのある会社を目指して組織強化を進めてまいります。

## ②課題の解決に向けた主な取り組み

### イ. 環境負荷軽減に直結するポンプ事業の推進と基盤整備

#### ・キャンدمータポンプの需要開拓・促進

当社は脱炭素市場獲得に向けて、船舶市場やCCS/CCUS（二酸化炭素の回収・貯留・有効利用技術）等の新市場において、製品開発を進めるとともに、展示会等のイベントへの積極的な出展で業界での知名度向上を図る等、市場開拓を進めております。一方、既存市場につきましても、米国で米国規格ASME B73.3準拠製品の現地ノックダウン生産を開始するなど競争力を高める取組みを進めております。

#### ・キャンدمータポンプの安定供給を支える調達力強化と技術対応力向上

LNG等の液化ガスの需要増加を見込み、本社工場内に極低温試験設備の建設を進めております。新試験設備の導入により、LNG用途向け大型ポンプの試験に対応できるほか、自動制御システムの導入による、生産効率及び品質の向上を図ります。また、成長が続くインド市場の需要増加に対応するため、子会社であるHYDRODYNE TEIKOKU(INDIA) PVT. LTD.の工場を増設し、2026年6月の稼働を予定しております。

### ロ. 人的資本尊重・強化による成長組織基盤強化

#### ・人財投資増強による育成強化とモチベーションアップ

当社では、人事戦略の策定において「経営戦略と連動していること（経営目標を達成するための人事戦略であること）」と「人的資本価値を最大化すること」を最重要視点と位置づけ、現在、全面的な人事制度改革を進めております。新人事制度の下で、一人一人が高いモチベーションで挑戦と成長を続け、個人・部署・部門同士が強く連帯した強靱な組織を構築することで「目指すべき企業風土（連帯・誇り・成長）」の実現とその先の連結売上高700億円をはじめとした「グループビジョン」の達成を目指してまいります。

また、女性従業員を対象とする学びなおし講座「ポンプの学校」の開講やキャリアデザイン研修、管理職向けの女性人財活用セミナー等、女性活躍推進にも取り組んでおります。

#### ・働きやすい職場環境の整備

ビジョン浸透のために経営者と従業員が車座で話し合うタウンホールミーティングの開催や、リラックスした環境で本音の議論やチームビルディングを行うことを目的としたオフサイトミーティングの開催、インナーブランディングに主眼を置いた社内プロジェクト立ち上げ等、組織風土改革に取り組んでおります。社内の課題を発信・共有しやすい場を設けることで各部門のコミュニケーションの活性化や心理的安全性が確保された環境づくり等、働きやすい職場環境の整備を進めております。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、当社及び子会社12社の計13社で構成され、下記製品の製造及び販売を主たる事業としております。

事業区分		主要製品
ポンプ事業	キャンドモータポンプ	ケミカル機器キャンドモータポンプ 高圧ガス機器キャンドモータポンプ 冷凍機・空調機器キャンドモータポンプ 半導体機器キャンドモータポンプ 電力関連機器キャンドモータポンプ
	定量ポンプ	ケミカル機器定量ポンプ 高圧ガス機器定量ポンプ 半導体機器定量ポンプ 発泡装置用定量ポンプ
	その他のポンプ	電力関連機器ポンプ その他ポンプ
その他	その他の製品	減揺装置用モータ他

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

① 当社

株式会社帝国電機製作所	本社・研究開発センター	兵庫県たつの市新宮町平野60番地
	営業所・出張所	西部営業所（本社内）、大阪営業所（大阪市中央区）、東京営業所（東京都中央区）、名古屋営業所（名古屋市中区）、九州営業所（北九州市小倉北区）、千葉出張所（千葉市美浜区）
	工場	新宮工場（本社）、東京サービス工場（埼玉県草加市）、光都工場（兵庫県たつの市）

(注) 当社は、2026年4月1日をもって商号を「株式会社TEIKOKU」に変更いたしました。

② 重要な子会社

株式会社協和電機製作所	本社	兵庫県養父市大屋町夏梅12番地
上月電装株式会社	本社	兵庫県たつの市新宮町光都3丁目29番1号
株式会社帝伸製作所	本社	兵庫県たつの市新宮町吉島440番地
TEIKOKU USA INC.	本社	アメリカ合衆国ペンシルバニア州
	工場	ペンシルバニア工場、テキサス工場、オハイオ工場
大連帝国キャンドモータポンプ有限公司	本社	中華人民共和国大連市
	営業所・出張所	大連（本社内）、北京、太原、蘭州、新疆、西安、済南、青島、上海、杭州、南京、無錫、福州、広州、成都、武漢
	工場	大連工場（本社）
台湾帝国ポンプ股份有限公司	本社	中華民国（台湾）台北市
	工場	修理工場（高雄市）
TEIKOKU SOUTH ASIA PTE LTD.	本社	シンガポール共和国
TEIKOKU ELECTRIC GmbH	本社	ドイツ連邦共和国デュッセルドルフ市
TEIKOKU KOREA CO.,LTD.	本社	大韓民国ソウル特別市
HYDRODYNE TEIKOKU(INDIA) PVT. LTD.	本社	インド共和国タネ市
	工場	インド工場（タネ市）

(7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,145名 [59名]	38名増 [2名増]

(注) 従業員数は就業員数であり、パート・嘱託社員等の臨時雇用者は[ ]内に外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
328名 [23名]	11名増[1名増]	40.7歳	17.2年

(注) 従業員数は就業員数であり、社外への出向者12名は含んでおりません。  
なお、パート・嘱託社員等の臨時雇用者は[ ]内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2026年4月1日をもって商号を「株式会社 T E I K O K U」に変更いたしました。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 69,200,000株

② 発行済株式の総数 15,780,038株

(注) 自己株式の消却により、発行済株式の総数は前期末と比べて1,100,000株減少しております。

③ 株主数 7,601名

④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
G O L D M A N , S A C H S & C O . R E G	1,589,262株	10.37%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,516,700株	9.90%
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L	1,007,096株	6.57%
N O R T H E R N T R U S T C O . ( A V F C ) R E N O N T R E A T Y C L I E N T S A C C O U N T	604,300株	3.94%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND	493,326株	3.22%
帝 国 電 機 取 引 先 持 株 会	422,100株	2.75%
刈 田 耕 太 郎	412,524株	2.69%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	410,000株	2.67%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	392,700株	2.56%
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 投 信 口 )	356,101株	2.32%

(注) 1. 当社は自己株式を452,745株所有しておりますが、上記大株主から除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

3. 持株比率は小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
当社は、2025年6月26日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分について決議し、以下のとおり処分いたしました。
- |                 |                               |
|-----------------|-------------------------------|
| (1)処分した株式の種類及び数 | 当社普通株式 4,900株                 |
| (2)処分価額         | 1株につき3,250円                   |
| (3)処分価額の総額      | 15,925,000円                   |
| (4)株式の割当ての対象者   | 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）3名 |

⑥ その他株式に関する重要な事項

- 当社は、2025年11月18日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

(1)取得した株式の種類	当社普通株式
(2)取得した株式の総数	1,286,400株
(3)株式の取得価額の総額	3,459,129,600円
(4)取得期間	2025年11月19日～2025年12月17日
(5)取得方法	公開買付
- 当社は、2026年2月9日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく、自己株式の消却について決議し、以下のとおり消却いたしました。

(1)消却した株式の種類	当社普通株式
(2)消却した株式の総数	1,100,000株
(3)消却日	2026年2月27日

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度末日において当社役員が保有している新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 の 状況 (2026年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長執行役員	村 田 潔	
取締役常務執行役員	佐 藤 哲 造	営業本部長兼生産本部長、 大連帝国キャンドモータポンプ有限公司董事長
取締役執行役員	阿 部 孝 司	総務本部長
取 締 役	渡 真 利 千 恵	株式会社トーホー社外取締役、株式会社チノー社外取締役
取 締 役 ( 常 勤 監 査 等 委 員 )	加 減 孝 司	
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	林 晃 史	弁護士 ( 弁護士法人神戸京橋法律事務所代表社員所 長 ) 、 株式会社 F ・ O ・ ホールディングス社外取締役、 三輪運輸工業株式会社社外監査役
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	川 島 一 郎	
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	沖 剛 誠	公認会計士 ( 沖公認会計士事務所所長 ) 、 株式会社ノ バック常勤監査役

(注) 1. 当事業年度における取締役の担当の異動は以下のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
佐 藤 哲 造	営業本部長	営業本部長兼生産本部長	2025年6月26日

2. 取締役 渡真利千恵氏並びに取締役 ( 監査等委員 ) 林 晃史氏、取締役 ( 監査等委員 ) 川島一郎氏及び取締役 ( 監査等委員 ) 沖 剛誠氏は、社外取締役であります。
3. 当社は、取締役 渡真利千恵氏並びに取締役 ( 監査等委員 ) 林 晃史氏、取締役 ( 監査等委員 ) 川島一郎氏及び取締役 ( 監査等委員 ) 沖 剛誠氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 取締役（監査等委員）沖 剛誠氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役 渡真利千恵氏並びに取締役（監査等委員）加減孝司氏、取締役（監査等委員）林 晃史氏、取締役（監査等委員）川島一郎氏及び取締役（監査等委員）沖 剛誠氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。
6. 情報収集の充実を図り、監査等委員会の円滑な運営を行うために、加減孝司氏を常勤監査等委員として選定しております。
7. 取締役兼務者を除く2026年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地	位	氏	名	担	当
執	行	役	員	杉 本 洋 一 郎	特命担当（中国現法及び国内子会社の業務改善支援）
執	行	役	員	森 澤 友 和	技術開発本部長
執	行	役	員	横 山 淳	生産本部副本部長

8. 当事業年度における執行役員の担当の異動は以下のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
杉 本 洋 一 郎	生産本部長	特命担当 （中国現法及び国内子会社の業務改善支援）	2025年6月26日

## ② 補償契約の内容の概要

当社は、取締役 村田 潔氏、佐藤哲造氏、阿部孝司氏及び渡真利千恵氏並びに取締役（監査等委員）加減孝司氏、林 晃史氏、川島一郎氏及び沖 剛誠氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしています。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当社が取締役に対して責任追及を行った場合や取締役が職務を行うにつき悪意または重大な過失があったことにより損害を賠償する責任を負う場合等における防衛費用等については補償の対象外とすること等、一定の制限を設けております。

### ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社全ての取締役、監査役、執行役員及び管理職の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用が填補されることとなります。ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社及び当社子会社が負担しております。

④ 取締役を支払った報酬等の総額

区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員 の 員数(名)
		基本報酬	業績連動 報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	119,543 (7,200)	52,700 (7,200)	42,457 (-)	24,385 (-)	4 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	36,800 (21,600)	36,800 (21,600)	-	-	4 (3)
合計 (うち社外取締役)	156,343 (28,800)	89,500 (28,800)	42,457 (-)	24,385 (-)	8 (4)

(注) 1. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2023年6月28日開催の第119期定時株主総会において年額204,500千円以内(うち社外取締役分年額10,000千円以内。ただし、使用人分給与は含まない。)と決議されており、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は5名(うち社外取締役1名)であります。またこれとは別枠で、取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬額を年額50,000千円以内とすることが2025年6月26日開催の第121期定時株主総会において決議されており、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。)の員数は3名であります。

2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第116期定時株主総会において年額44,000千円以内と決議されており、当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は4名であります。

⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については取締役会にて決定しております。なお、下記のとおり、一部については、2025年4月14日開催の取締役会において役員報酬規則改定の決議を行っておりますが、「④ 取締役を支払った報酬等の総額」において開示している金額は、当該改定前の役員報酬規則に基づき決定・支給されたものであります。

イ. 基本報酬（業績に連動しない金銭報酬）の額またはその算定方法の決定方針

基本報酬については、取締役の役位に応じて支給額を決定しております。なお、社外取締役及び監査等委員である取締役に対しては、業務執行から独立した立場であるため、基本報酬のみを支給しております。

※ 2025年4月14日開催の取締役会において、以下のとおり改定する決議をいたしました。

イ. 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する基本報酬は、監督報酬と業務執行報酬の2種類で構成しております。監督報酬は役位に関わらず同額とし、業務執行報酬は役位に応じた額としております。なお、社外取締役及び監査等委員である取締役は、業務執行から独立した立場であるため、監督報酬のみで構成した基本報酬を支給いたします。

ロ. 業績連動報酬の業績指標の内容及び業績連動報酬の額または数の算定方法の決定方針

報酬委員会にて、各事業年度の共通重要業績指標（売上、営業利益）と取締役ごとに設定する関係重要業績指標（人財育成、品質、リスク管理、効率、その他重点施策）、それらの評価基準及び評価ウェイトを設定します。役位に応じて設定されている業績連動報酬基準額に、設定した評価ウェイト、及び共通重要業績指標・関係重要業績指標の達成度に基づく支給係数を乗じた額を業績連動報酬としております。

当該指標を選択した理由は、共通重要業績指標については、業務執行取締役が果たすべき業績責任を測るうえで、売上、営業利益が最も適切な指標と判断したためであり、より高い売上、営業利益水準を達成することで、持続的成長と企業価値向上を図ることができるためであります。また関係重要業績指標については、上記を達成するための事業基盤を強化するためであります。

当事業年度における業績連動報酬に係る指標の実績は、売上高30,546百万円、営業利益6,055百万円であります。

※ 2025年4月14日開催の取締役会において、以下のとおり改定する決議をいたしました。

ロ. 各事業年度の共通重要業績指標（売上、営業利益等）と取締役ごとに設定する関係重要業績指標（各事業年度の経営計画をもとに決定した項目）、それらの評価基準及び評価ウェイトは、報酬委員会に諮問され、取締役会で決定されます。役位に応じて設定されている業績連動報酬基準額に、設定した評価ウェイト、及び共通重要業績指標・関係重要業績指標の達成度に基づく支給係数を乗じた額を業績連動報酬としております。

#### ハ. 非金銭報酬等の内容及び非金銭報酬等の額もしくは数またはその算定方法の決定方針

取締役（監査等委員を除く。）に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。本制度による譲渡制限付株式の付与のための報酬額は年額50,000千円以内、発行または処分される当社普通株式の総数は年50千株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整する。）としております。また対象となる取締役は、本株式の払込期日から当社または当社子会社の取締役その他役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した時点までの間、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない譲渡制限期間を設けております。

なお、当事業年度の交付状況は「2. 会社の現況 (1)株式の状況 ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

#### 二. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針

報酬ごとに各役職位の実績に基づく報酬を算出し、割合が決定されるため、報酬等の種類ごとの割合については事前に決定しておりませんが、業績連動報酬に関する共通重要業績指標と関係重要業績指標の達成度を100%とした場合の報酬ごとの構成比は以下のとおりとなります。なお、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬については、役位上位ほど割合が大きくなります。

役位	役員報酬の構成比			合計
	基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	
会長	※	※	—	100%
社長	40.0%	40.0%	20.0%	
副社長	42.1%	39.5%	18.4%	
専務	45.5%	39.4%	15.1%	
常務	50.0%	35.7%	14.3%	
取締役	60.5%	31.6%	7.9%	

※会長職は職務の内容に応じて報酬の内容を都度決定します。

※ 2025年4月14日開催の取締役会において、以下のとおり改定する決議をいたしました。

二. 報酬ごとに各役職位の実績に基づく報酬を算出し、割合が決定されるため、報酬等の種類ごとの割合については事前に決定しておりませんが、業績連動報酬に関する共通重要業績指標と関係重要業績指標の達成度を100%とした場合の報酬ごとの構成比は以下のとおりで、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬については、役位上位ほど割合が大きくなります。なお、当該改定により、構成比に占める基本報酬の割合が大きくなっておりませんが、これは、改定前の役員報酬規則において、業績連動報酬支給額の下限が、基準額の50%となっており、実質的に固定報酬となっていたため、その部分を基本報酬に移動させたことによるものであります。

役位	役員報酬の構成比			合計
	基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付株式報酬	
社長執行役員	60.0%	20.0%	20.0%	100%
常務執行役員	70.0%	15.0%	15.0%	
取締役執行役員	75.0%	12.5%	12.5%	

ホ. 報酬等を与える時期または条件の決定方針

基本報酬及び業績連動報酬の支払い時期は、定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までの期間とし、月例報酬として支払っております。

また譲渡制限付株式報酬の支払い時期については、定時株主総会の翌日から次期定時株主総会の日までの期間とし、取締役会で決定しております。

ハ. 報酬等の決定の全部または一部の第三者への委任に関する事項

該当事項はありません。

#### ト. その他報酬等の決定に関する事項

各取締役の具体的な報酬額については、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、委員の過半数が社外取締役で構成される報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で決定しております。また、監査等委員である取締役の具体的な報酬額については、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

当事業年度の監査等委員でない取締役の報酬額等は、委員の過半数が社外取締役で構成される報酬委員会の答申を踏まえて決定されたものであり、また、あらかじめ株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、かつ役職位別の支給基準に従っていることを取締役会において確認したこと等から、個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであることを取締役会にて判断しております。

#### ⑥ 社外役員に関する事項

##### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役 渡真利千恵氏は、株式会社トーホー社外取締役及び株式会社チノー社外取締役を兼務しております。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役（監査等委員）林 晃史氏は、弁護士（弁護士法人神戸京橋法律事務所代表社員 所長）、株式会社F・O・ホールディングス社外取締役及び三輪運輸工業株式会社社外監査役を兼務しております。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役（監査等委員）沖 剛誠氏は、公認会計士（沖公認会計士事務所所長）及び株式会社ノバック常勤監査役を兼務しております。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・ 取締役 渡真利千恵氏は、当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。事業会社で要職を歴任し、マーケティングや管理業務等での豊富な経験に加え、女性活躍推進委員会の委員長を務め、多数の女性管理職の育成に携わった経験も有しており、当該視点から取締役会機能の強化と業務執行の監督等の役割を果たしていただくことを期待しているところ、当社取締役会において当該視点から意思決定・経営判断に積極的に参加しております。特に、女性活躍推進を含む人財育成の取り組み等について、助言を行う等、期待されている役割・責務を十分に発揮しております。
- ・ 取締役（監査等委員）林 晃史氏は、当事業年度に開催された取締役会13回全て、また、監査等委員会17回のうち16回に出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と専門的な見識を有しており、当該視点から取締役会機能の強化と業務執行の監督等の役割を果たしていただくことを期待しているところ、当社取締役会において当該視点から意思決定・経営判断に積極的に参加しております。特に、子会社管理等について、専門的な立場から適宜必要な助言を行う等、期待されている役割・責務を十分に発揮しております。
- ・ 取締役（監査等委員）川島一郎氏は、当事業年度に開催された取締役会13回全て、監査等委員会17回全てに出席いたしました。海外を含む豊富な実務経験と幅広い知見を有しており、当該視点から取締役会機能の強化と業務執行の監督等の役割を果たしていただくことを期待しているところ、当社取締役会において当該視点から意思決定・経営判断に積極的に参加しております。特に、グローバルビジネスや事業戦略等、経営全般について助言を行う等、期待されている役割・責務を十分に発揮しております。
- ・ 取締役（監査等委員）沖 剛誠氏は、当事業年度に開催された取締役会13回全て、監査等委員会17回全てに出席いたしました。公認会計士としての豊富な経験と知識を有しており、当該視点から取締役会機能の強化と業務執行の監督等の役割を果たしていただくことを期待しているところ、当社取締役会において当該視点から意思決定・経営判断に積極的に参加しております。特に、子会社管理や四半期ごとの決算レビュー等について、専門的な立場から助言を行う等、期待されている会計処理の妥当性、適正性、財務報告の信頼性を確保するための役割・責務を十分に果たしております。

**(4) 会計監査人の状況**

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	
・ 公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額 (注) 1	39,700千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,700千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 子会社の監査に関する事項

当社の重要な海外子会社であるTEIKOKU USA INC.、大連帝国キャンドモータポンプ有限公司及びHYDRODYNE TEIKOKU(INDIA) PVT. LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査等委員会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断した場合は、監査等委員会規則に則り株主総会に提出する「会計監査人の解任または不再任」に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、選定監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議内容は、以下のとおりであります。なお、当社は2026年4月1日をもって、商号を「株式会社 T E I K O K U」に変更したことに伴い、同日より「帝国電機製作所グループ行動規範」の名称を「T E I K O K Uグループ行動規範」に変更しております。

### ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、保有する情報関連資産の管理に関わる基本原則である「情報管理に係る基本方針」及びそれに付随する諸規定に基づき情報の保存・管理を行う。各部署に情報の保存・管理に関わる責任者を設置し、その総括窓口を経営企画部とする。

### ② 当社企業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務執行に係るリスク管理を統括する組織として、代表取締役社長を委員長とし、執行役員を常任委員とするリスク管理委員会を設置し、リスクの抽出・評価・管理を行う。個々のリスクについての管理責任者は、当該業務を担当する部門の執行役員を務める常任委員とする。委員会が必要と認めるときは、各部門から任命された非常任委員や委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴取することができる。リスク管理委員会の委員長は、活動状況を取締役に報告する。

リスク管理委員会は、金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制についても、財務報告の適正性を確保するための整備状況及び運用状況について審議を行う。

当社では、大震災等の災害や感染症が発生した場合のBCP（事業継続計画）の一環として「危機管理規定」を制定しており、不測の事態が発生した場合には、必要に応じ代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置、全役職員が一体となって危機に対応し、被害の発生を防止し、または損害の拡大を最小限にとどめる体制をとる。グループ各社は当社の「危機管理規定」を準用する。

### ③ 当社企業グループの取締役の職務執行の効率的な実施を確保する体制

当社は、「取締役会規則」に基づき、定例の取締役会を原則として1か月に1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。

取締役会は、重要な業務執行のうち、取締役会の決議が必要である事項以外について、代表取締役社長に対する権限委譲を行い、事業運営に関する迅速な意思決定及び機動的な職務執行を推進する。

代表取締役社長は自らが議長を務める経営会議での決定に基づき効率的な業務執行を行う。経営会議は、執行役員で構成され、各執行役員の業務執行については、「組織規定」、「職務

分掌規定」等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続について定めることとする。

グループ各社は、「関係会社管理規定」及び「海外子会社管理規定」に基づき、事業状況、財務状況その他の重要事項については、当社に対し定期的な報告を行うとともに、定期的に開催する取締役会において経営管理情報の共有を図りながら、業務執行の適正を確保する体制を確保する。また、グループ各社は、当社の監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役社長及び取締役会に報告を行う。

- ④ 当社企業グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ企業全てに適用するコンプライアンス体制の基礎として、「TEIKOKUグループ行動規範」を定める。また、各部署及びグループ各社にコンプライアンス責任者を設置し、経営企画部がそれを統括する。経営企画部は、コンプライアンス体制の整備・維持・向上を推進するため、各部署及びグループ各社の責任者を通じ、全社員に対し指導・徹底を行い、必要に応じ研修・勉強会を実施する。

当社は、内部通報制度を設け、役職員が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、常勤監査等委員または社外弁護士に通報しなければならないと定める。グループ各社は当社の内部通報制度を準用する。当社及びグループ各社には、通報内容の守秘義務があり、通報者に対して不利益な扱いを行わない。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方とその整備状況については、当社企業グループは反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度・行動で臨み、一切の関係を遮断する。「TEIKOKUグループ行動規範」にその旨を明文化し、役職員全員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を構築している。

- ⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ企業全てに適用する行動規範として「TEIKOKUグループ行動規範」を定め、これを基礎としてグループ各社で諸規定を定めるものとする。各部署及びグループ各社に、情報管理責任者・コンプライアンス責任者を置くとともに、経営企画部がグループ全体の情報管理及びコンプライアンス体制を統括・推進する体制とする。

また、内部監査部門である監査室は、当社及びグループ各社に対し財務報告に係る内部統制評価を含む内部監査を実施し、当社グループの内部統制の有効性を評価する。内部監査計画及び内部監査結果については、監査室が代表取締役社長及び取締役会へ直接報告を行う。

なお、グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、業務内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行う。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する体制と当該取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項

当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は内部監査部門を中心に人選を行い、その任（兼任）に充てるものとする。また、監査等委員でない取締役の中から、取締役会の決議によって、監査等委員の監査等を補助する職責を担う「監査等特命取締役」を選任することができる。当社監査等委員会の職務の補助を担当する取締役及び使用人は、監査等委員会からの要請、指示された事項を最優先に行うものとするとともに、当該取締役及び使用人の異動等人事については監査等委員会の同意を要するものとし、独立性を確保する。

- ⑦ 当社企業グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社企業グループの取締役及び使用人等（以下「役職員」という）は、当社企業グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実または取締役による重大な法令・定款違反行為があることを発見したとき、また、これらの者からこれらの事実について報告を受けたときは、直ちに当社の監査等委員会に報告する。また、「監査等委員会規則」で、監査等委員は必要に応じ、または定例の監査等委員会において役職員から報告を受ける旨を規定する。

監査等委員は、取締役会に出席するほか、監査等委員会が選定した監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、社内の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社企業グループの役職員にその説明を求めることができるものとする。当社企業グループの役職員は、当社監査等委員会が選定した監査等委員から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行うものとする。

- ⑧ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保する体制

当社は、監査等委員会へ報告を行った当社企業グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社企業グループの役職員に周知徹底する。

- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理、費用の前払いまたは償還の手続きに係る方針

監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について費用の前払い等を請求した場合は、会社は監査等委員の当該職務の執行に必要なでない認められるときを除きこれを拒むことができない。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### ① 取締役の職務の執行について

- ・ 当事業年度は取締役会を13回開催し、法令、定款及び取締役会規則に定められた事項、その他経営に関する重要事項の決議を行い、また職務の執行状況の報告を行っております。
- ・ 重要な業務執行のうち、取締役会の決議が必要である事項以外について代表取締役社長に権限委譲を行い、代表取締役社長は自らが議長を務める経営会議での決定により効率的な業務執行を行っております。
- ・ 子会社における事業状況、財務状況その他の重要事項について、毎月当社に対し報告を行っております。また定期的に開催する取締役会において当社と経営管理情報の共有を図りながら、業務の適正を確保するための体制を維持しております。

### ② コンプライアンスに関する取り組みについて

- ・ 当社グループの存在意義、目的である「経営理念」と、それを実現していくための行動、判断基準である「行動指針」を2021年12月に制定しました。当社グループ共通の価値基準として役職員へ浸透させ、意識して業務に取り組むことができるよう、オフィス及び会議室への掲示を行っております。
- ・ 2021年10月より当社及び国内子会社の各部門において毎月コンプライアンス教育を実施する等、コンプライアンス意識の醸成を図っております。
- ・ 監査室は、当社及び当社グループにおける財務報告に係る内部統制評価を含む内部監査を実施し、その結果を取締役に報告しました。
- ・ 内部通報制度に基づき、当事業年度において2件通報を受け、事務局が調査、事実確認のうえ対応し、当社グループのコンプライアンス遵守強化を徹底しております。
- ・ 反社会的勢力の排除への取り組みについては、警察当局、地域企業との間で反社会的勢力に関する意見交換を継続的に行い、反社会的勢力との接触があった場合の対策を講じております。事案の発生時には、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を維持しております。

③ リスク管理に対する取り組みについて

- ・ 気候変動リスクを含むリスク管理に対する取り組みについてはリスク管理委員会で行っております。当事業年度は2回開催し、経営企画部がリスク管理委員会事務局となり、委員長である社長を除く執行役員が務める常任委員に対してリスクに関するアンケート調査を実施し、リスクを抽出しております。抽出されたリスクを発生可能性・頻度及び財務・レピュテーションへの影響を評価軸にマトリックスを作成し、対応優先度を委員会で議論の上決定いたします。その結果、対応優先度が高いリスクについては、対応部門を委員会で決定し、対応部門の各本部長（常任委員）から、該当部門長（非常任委員）に対して、自部門の経営計画（BSC）に当該リスク対応を組み込むように指示します。経営計画（BSC）に組み込まれたリスク対応については、リスク管理委員会で進捗状況を確認しており、その結果が取締役会に報告されております。
- ・ 情報管理については、役職員に対する標的型攻撃メール訓練、サーバーのセキュリティの見直し等を行い、情報セキュリティ強化を図っております。
- ・ 金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制については、財務報告の適正性を確保するための整備状況及び運用状況についてリスク管理委員会等において審議及び報告を行っております。

④ 監査等委員会の職務の執行について

- ・ 監査等委員会は、監査計画に基づき監査を実施しております。また、監査等委員は取締役会その他重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに、必要に応じて取締役、管理職との意見交換、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書の閲覧等、情報収集に努めております。
- ・ 当事業年度は監査等委員会を17回開催し、監査方針・監査計画の決定、職務の執行状況の報告等を行っております。
- ・ 選定監査等委員は、リスク管理委員会に出席し、必要に応じて当社のリスク管理状況について意見を述べております。
- ・ 監査等委員は、報酬委員会及び指名委員会に出席し、取締役の指名、報酬等に関する手続の公正性・透明性・客観性の強化を図っております。
- ・ 監査等委員会は、会計監査人との間で、定期的に監査結果の報告を受けるとともに、意見交換を行っております。また、内部監査部門との間で、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況等の情報共有を図っております。

## (7) 会社の支配に関する基本方針

当社は、「みんなで良くなる」「誠実に事に当たろう」「積極的にやろう」という社是のもと、1939年の創業以来、鉄道信号機の製造・販売や電気自動車の開発など、常に研究開発型企業として成長を続けてまいりました。この永年にわたって培われた技術の積重ねによって、1960年に独自技術で当社の現在の主力製品である完全無漏洩の「テイコクキャンドモータポンプ」の開発に成功し、それが現在まで続く当社発展の原動力となっています。キャンドモータポンプは、有害な液体や危険な液体を絶対に外部へ漏らさないという構造的特徴を持っており、人や地球環境に最も優しいポンプとして地球環境問題に大きく貢献しています。そして、当社はその製造や製品検査に関する装置の開発など、製造にかかわる技術も自社開発に徹しており、その結果としてこれらについての特許も数多く取得しています。また、当社のキャンドモータポンプは、顧客の多様な要求を満足させるために個別受注生産されています。その構造的特徴から危険な現場で使用されることも多く、高い信頼性や長期にわたる過酷な使用環境に耐え得るだけの耐久性も要求されるため、その営業・設計には製品に対する深い知識のみならず、顧客の使用条件に対応できる豊富な知識と経験・ノウハウが必要となり、製造には高度な熟練技術を要します。そのため当社では、研究開発から製造、販売、メンテナンスまで一貫したサポート体制を構築しており、顧客との長期的な信頼関係を築くことにより、これらの経験やノウハウを蓄積しています。

このように、当社事業は地道な研究開発や数多くの納入実績に裏打ちされた経験やノウハウ、長期的な視点に基づく設備投資や人材育成、取引先や地域社会との信頼関係など、永年にわたる努力の積重ねの上に成立しています。

当社の企業価値の源泉は、社是のもとこれらを支える豊富な知識と経験を持つ人財であること、及び脈々と受け継がれてきた経営資源や社風、そして株主の皆様方を始めとしたステークホルダーとの信頼関係が企業価値や株主共同の利益を支える基盤であるということが、当社の現状に対する基本認識であります。

当社を支配する者のあり方については、当社は株式公開会社であり、当社株式の大量取得を目的とする買付であっても、それが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の判断に委ねられるべきものであると考えています。

しかしながら、その目的、方法等において、企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するおそれのある買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。判断にあたっては、当該買付者の事業内容及び将来の事業計画並びに過去の投資行動等から、慎重に当該買付行為または買収提案の当社企業価値・株主共同の利益への影響等を検討し、判断する必要があると認識しています。

現在のところ、当社の株式を大量に取得しようとする者の存在によって、具体的な脅威が生じているわけではなく、また、当社としても、そのような買付者が出現した場合の具体的な取り組み（いわゆる「買収防衛策」）をあらかじめ定めるものではありませんが、当社株式の取引や異動の状況を常に注視するとともに、危機対応マニュアルに基づいて社内体制を整え、役割分担・対応方法等を明確にして、当社株式を大量に取得し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する者が出現した場合に備えています。

具体的には、社外の専門家を含めて当該買収提案の評価や取得者との交渉を行い、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない場合には、具体的な対抗措置の要否及び内容等を速やかに決定し、実行する体制を整えています。

# 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>30,729,045</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,086,822</b>
現金及び預金	11,721,391	支払手形及び買掛金	1,763,943
受取手形、売掛金及び契約資産	9,135,764	電子記録債務	336,755
電子記録債権	1,697,802	リース債務	159,673
製品	3,177,160	未払法人税等	936,793
仕掛品	2,743,424	製品保証引当金	39,549
原材料及び貯蔵品	2,454,688	賞与引当金	507,726
その他	627,108	その他	3,342,381
貸倒引当金	△828,295	<b>固定負債</b>	<b>880,816</b>
<b>固定資産</b>	<b>9,475,613</b>	リース債務	231,572
<b>有形固定資産</b>	<b>7,952,754</b>	繰延税金負債	266,766
建物及び構築物	4,027,257	退職給付に係る負債	358,693
機械装置及び運搬具	2,010,481	その他	23,784
土地	1,229,580	<b>負債合計</b>	<b>7,967,639</b>
リース資産	346,396	<b>(純資産の部)</b>	
建設仮勘定	90,979	<b>株主資本</b>	<b>27,321,105</b>
その他	248,058	資本金	3,143,675
<b>無形固定資産</b>	<b>140,952</b>	資本剰余金	2,931,466
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,381,906</b>	利益剰余金	22,435,887
投資有価証券	366,427	自己株式	△1,189,922
長期貸付金	5,790	その他の包括利益累計額	4,033,630
繰延税金資産	258,659	その他有価証券評価差額金	214,782
退職給付に係る資産	310,832	為替換算調整勘定	3,677,183
その他	446,996	退職給付に係る調整累計額	141,664
貸倒引当金	△6,800	非支配株主持分	882,282
<b>資産合計</b>	<b>40,204,658</b>	<b>純資産合計</b>	<b>32,237,019</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>40,204,658</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結損益計算書

(2025年 4月 1日から  
2026年 3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		29,091,243
売上原価		16,683,352
<b>売上総利益</b>		<b>12,407,891</b>
販売費及び一般管理費		7,424,850
<b>営業利益</b>		<b>4,983,041</b>
営業外収益		
受取利息	107,878	
受取配当金	20,115	
受取賃貸料	26,833	
為替差益	177,621	
スクラップ売却益	65,996	
増値税還付金	27,494	
太陽光売電収入	11,938	
その他	40,585	478,464
<b>営業外費用</b>		
支払利息	7,347	
太陽光売電原価	4,715	
その他	4,917	16,979
<b>特別利益</b>		<b>5,444,526</b>
固定資産売却益	140,392	
投資有価証券売却益	868,999	1,009,392
<b>特別損失</b>		
固定資産売却損	27,665	27,665
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>6,426,252</b>
法人税、住民税及び事業税	1,730,636	
法人税等調整額	31,335	1,761,971
<b>当期純利益</b>		<b>4,664,280</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		322,681
親会社株主に帰属する当期純利益		4,341,599

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2025年4月1日 残高	3,143,675	2,931,466	23,041,643	△634,148	28,482,636
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,059,790		△2,059,790
親会社株主に帰属する当期純利益			4,341,599		4,341,599
自己株式の取得				△3,459,264	△3,459,264
自己株式の処分		4,457		11,467	15,925
自己株式の消却		△2,892,022		2,892,022	－
利益剰余金から資本剰余金への振替		2,887,564	△2,887,564		－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△605,756	△555,774	△1,161,530
2026年3月31日 残高	3,143,675	2,931,466	22,435,887	△1,189,922	27,321,105

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2025年4月1日 残高	666,846	3,534,294	55,021	4,256,163	765,916	33,504,715
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当					△176,351	△2,236,141
親会社株主に帰属する当期純利益						4,341,599
自己株式の取得						△3,459,264
自己株式の処分						15,925
自己株式の消却						－
利益剰余金から資本剰余金への振替						－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△452,064	142,888	86,642	△222,532	292,718	70,185
連結会計年度中の変動額合計	△452,064	142,888	86,642	△222,532	116,366	△1,267,696
2026年3月31日 残高	214,782	3,677,183	141,664	4,033,630	882,282	32,237,019

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>13,078,980</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,454,538</b>
現金及び預金	3,393,582	支払手形	61,115
受取手形	10,335	電子記録債権	336,755
電子記録債権	1,043,814	買掛金	359,377
売掛金及び契約資産	5,549,245	リース債権	2,339
製品	314,021	未払金	310,719
仕掛品	755,812	未払法人税等	639,535
原材料及び貯蔵品	1,606,438	契約負債	33,818
払費用	70,754	預り金	263,847
関係会社短期貸付金	19,000	製品保証引当金	16,709
未収入金	258,293	賞与引当金	404,588
その他	58,680	その他	25,732
貸倒引当金	△1,000	<b>固定負債</b>	<b>261,493</b>
<b>固定資産</b>	<b>8,289,709</b>	リース債権	3,597
<b>有形固定資産</b>	<b>4,523,387</b>	退職給付引当金	255,595
建物	2,621,498	その他	2,300
構築物	171,772	<b>負債合計</b>	<b>2,716,031</b>
機械及び装置	641,029	<b>(純資産の部)</b>	
車両運搬具	2,474	<b>株主資本</b>	<b>18,437,876</b>
工具、器具及び備品	124,002	資本金	3,143,675
土地	876,956	資本剰余金	2,931,466
リース資産	5,396	資本準備金	2,931,466
建設仮勘定	80,256	利益剰余金	13,552,658
<b>無形固定資産</b>	<b>79,213</b>	利益準備金	145,275
ソフトウェア	74,981	その他利益剰余金	13,407,382
電話加入権	4,232	固定資産圧縮積立金	131,224
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,687,108</b>	別途積立金	6,211,000
投資有価証券	366,427	繰越利益剰余金	7,065,157
関係会社株式	1,907,797	<b>自己株式</b>	<b>△1,189,922</b>
出資	30	評価・換算差額等	214,782
関係会社出資金	815,405	その他有価証券評価差額金	214,782
従業員長期貸付金	5,790	<b>純資産合計</b>	<b>18,652,658</b>
長期前払費用	6,702	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>21,368,689</b>
前払年金費用	11,200		
繰延税金資産	152,966		
その他	384,355		
貸倒引当金	43,232		
	△6,800		
<b>資産合計</b>	<b>21,368,689</b>		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		13,424,093
売上原価		8,233,300
<b>売上総利益</b>		<b>5,190,793</b>
販売費及び一般管理費		2,899,512
<b>営業利益</b>		<b>2,291,280</b>
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,131,573	
為替差益	170,839	
受取賃貸料	41,967	
経営指導料	4,818	
太陽光売電収入	11,938	
その他	11,152	2,372,289
営業外費用		
支払利息	3,623	
賃貸費用	14,085	
太陽光売電原価	4,715	
その他	0	22,424
<b>経常利益</b>		<b>4,641,145</b>
特別利益		
投資有価証券売却益	868,999	868,999
特別損失		
固定資産売却損	6,243	6,243
<b>税引前当期純利益</b>		<b>5,503,901</b>
法人税、住民税及び事業税	1,182,358	
法人税等調整額	△1,791	1,180,566
<b>当期純利益</b>		<b>4,323,334</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
2025年4月1日 残高	3,143,675	2,931,466	-	2,931,466	145,275	137,033	6,211,000	7,683,369
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩						△5,808		5,808
剰余金の配当								△2,059,790
当期純利益								4,323,334
自己株式の取得								
自己株式の処分			4,457	4,457				
自己株式の消却			△2,892,022	△2,892,022				
利益剰余金から資本剰余金への振替			2,887,564	2,887,564				△2,887,564
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△5,808	-	△618,211
2026年3月31日 残高	3,143,675	2,931,466	-	2,931,466	145,275	131,224	6,211,000	7,065,157

	株 主 資 本			評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
2025年4月1日 残高	14,176,678	△634,148	19,617,671	666,846	20,284,517
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩	-		-		-
剰余金の配当	△2,059,790		△2,059,790		△2,059,790
当期純利益	4,323,334		4,323,334		4,323,334
自己株式の取得	-	△3,459,264	△3,459,264		△3,459,264
自己株式の処分	-	11,467	15,925		15,925
自己株式の消却	-	2,892,022	-		-
利益剰余金から資本剰余金への振替	△2,887,564		-		-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	-		-	△452,064	△452,064
事業年度中の変動額合計	△624,020	△555,774	△1,179,794	△452,064	△1,631,859
2026年3月31日 残高	13,552,658	△1,189,922	18,437,876	214,782	18,652,658

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社 T E I K O K U  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
神戸事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三	浦	宏	和
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川	合	直	樹

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 T E I K O K U（旧社名 株式会社帝国電機製作所）の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 T E I K O K U（旧社名 株式会社帝国電機製作所）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

招集  
通知

事業  
報告

連結  
計算  
書類

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表

示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社TEIKOKU

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
神戸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三 浦 宏 和

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川 合 直 樹

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社TEIKOKU（旧社名 株式会社帝国電機製作所）の2025年4月1日から2026年3月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第122期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、Web会議システム等の手段も活用しながら、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

株式会社 T E I K O K U 監査等委員会

常勤監査等委員 加 減 孝 司 ㊟

監査等委員 林 晃 史 ㊟

監査等委員 川 島 一 郎 ㊟

監査等委員 沖 剛 誠 ㊟

(注) 監査等委員 林 晃史、川島一郎及び沖 剛誠は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

## 株主総会参考書類

### <会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

#### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、今後の事業展開等も総合的に勘案したうえで、剰余金の処分を決定しております。第122期の期末配当につきましては、当期の業績を勘案のうえ以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき78円

配当総額 1,195,528,854円

なお、中間配当として1株につき55円をお支払いいたしておりますので、通期の配当金は1株につき133円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月30日といたします。

招集  
通知

事業  
報告

連結  
計算  
書類

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考  
書類

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員が任期満了となります。つきましては、1名減員し、取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会からは、特段の意見はありません。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担 及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	むら た きよし 村 田 潔 (1962年7月18日生)	1985年4月 株式会社太陽神戸銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2015年2月 当社入社 当社総務本部総務部長 2015年9月 当社総務本部経営企画部長 2018年4月 当社経営企画本部長兼経営企画部長 2018年6月 当社執行役員経営企画本部長兼経営企画部長 2019年6月 当社取締役執行役員経営企画本部長兼経営企画部長 2019年9月 当社取締役執行役員総務本部長兼経営企画部長 2021年6月 当社取締役常務執行役員総務本部長兼経営企画部長 2023年4月 当社取締役常務執行役員総務本部長 2023年6月 当社取締役専務執行役員総務本部長 2024年6月 当社代表取締役社長執行役員 (現在に至る)	21,400株
	<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、総務、経営企画、情報システム部門を統括する総務部門担当取締役として、経営計画策定、コーポレート・ガバナンスや内部統制強化、IR推進等に取り組んだ後、2024年6月より代表取締役社長執行役員に就任以降は、グループビジョンの策定を主導し、当社の目指す方向性を明確にする等、当社グループ全体の組織力強化に邁進しております。</p> <p>これらの実績を踏まえ、今後も当社グループ全体の経営に関して適切な監督を行い、当社の企業価値向上に寄与できる人物であると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	さとう 哲造 (1964年2月28日生)	<p>1986年4月 当社入社</p> <p>2007年10月 当社国内営業本部東日本営業部長</p> <p>2009年4月 当社生産本部調達部長</p> <p>2012年1月 当社国内営業本部西日本営業部長</p> <p>2013年10月 当社生産本部生産管理部長</p> <p>2018年4月 当社生産管理副本部長兼調達部長</p> <p>2019年1月 当社調達本部長兼調達部長</p> <p>2019年6月 当社執行役員調達本部長兼調達部長</p> <p>2019年9月 当社執行役員生産副本部長兼開発部長</p> <p>2020年4月 当社執行役員技術開発本部長兼開発部長</p> <p>2020年6月 当社取締役執行役員営業本部長 大連帝国キャンドモータポンプ有限公司 董事長 (現在に至る)</p> <p>2024年1月 台湾帝国ポンプ股份有限公司董事長 (現在に至る)</p> <p>2024年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長兼国際事業部長</p> <p>2025年4月 当社取締役常務執行役員営業本部長</p> <p>2025年6月 当社取締役常務執行役員営業本部長兼生産本部長 (現在に至る)</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt; 大連帝国キャンドモータポンプ有限公司董事長</p>	104,800株
	<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、営業部門兼生産部門担当取締役として、国内外の営業及びグループ全体の生産を統括している他、技術開発、生産管理、調達部門等の責任者を歴任し、当社業務に精通しております。また、2020年6月より中国子会社の董事長に就任し、中国子会社の事業拡大やコーポレート・ガバナンス強化に邁進しております。</p> <p>これらの実績と経験に基づき、当社の企業価値向上に寄与できる人物と判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	あべ たかし 阿部 孝司 (1964年10月18日生)	1987年 4月 株式会社太陽神戸銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 2020年 4月 当社入社 当社総務本部長付部長 2021年 6月 当社取締役[常勤監査等委員] 2024年 6月 当社取締役執行役員総務本部長 (現在に至る)	2,400株
	<p>[取締役候補者とした理由]</p> <p>同氏は、総務部門担当取締役として、総務、経営企画、情報システム部門を統括し、経営計画策定、コーポレート・ガバナンス推進、人財採用及び育成、広報・IR活動強化等に邁進しております。また、監査等委員である取締役として、業務執行の監査や経営の監督等に取り組んだ他、海外業務に関する豊富な経験を活かして海外子会社の管理体制整備等に携わってまいりました。</p> <p>これらの実績と経験に基づき、当社の企業価値向上に寄与できる人物と判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>		

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は各候補者との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、当該補償契約の内容の概要は、事業報告「2. 会社の現況 (3)会社役員の状況 ②補償契約の内容の概要」に記載のとおりです。各候補者の選任が承認された場合、当社は各氏との間で、当該補償契約を継続する予定であります。
3. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告「2. 会社の現況 (3)会社役員の状況 ③役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容での更新を予定しております。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役4名全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	か げん たか し 加 減 孝 司 (1963年8月7日生)	1986年4月 当社入社 2007年10月 当社国内営業本部営業企画部長 2009年4月 当社国内営業本部東日本営業部長 2012年4月 当社国際営業本部国際事業部長 2012年10月 当社国際営業本部国際事業部(部長) TEIKOKU USA INC. Vice President 2014年1月 当社国際営業本部プロジェクト部長 2015年9月 当社プロジェクト本部長兼プロジェクト部長 2017年4月 当社調達本部長兼調達部長 2017年6月 当社執行役員調達本部長兼調達部長 2017年10月 当社執行役員調達本部長兼調達部長兼原価管理部長 2018年4月 当社執行役員製造本部長 2019年1月 当社執行役員営業本部長 2019年9月 当社監査室長 2020年6月 当社取締役[常勤監査等委員] 2021年6月 当社取締役執行役員技術開発本部長 2022年2月 当社取締役執行役員技術開発本部長兼プロジェクト部長 2024年4月 当社取締役執行役員技術開発本部長 2024年6月 当社取締役[常勤監査等委員] (現在に至る)	19,200株
[監査等委員である取締役候補者とした理由] 同氏は、技術開発部門担当取締役として技術、開発、プロジェクト部門を統括していた他、国内外の営業、プロジェクト、調達、製造部門等の責任者を歴任し、当社業務に精通しております。 また、常勤監査等委員を務め、当社グループのコーポレート・ガバナンスに対する知見も有しております。幅広い分野での豊富な実績と経験に基づき、同氏が当社グループ全体の経営に対する実効性の高い監査等に十分な役割を果たすことができると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者といたしました。			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	<p style="text-align: center;">おき よし まさ 沖 剛 誠 (1967年2月13日生)</p>	<p>1989年7月 センチュリー監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所  1992年3月 公認会計士登録  1996年7月 川上公認会計士事務所入所  1998年7月 沖公認会計士事務所を開設（現在に至る）  2010年6月 日本公認会計士協会兵庫会幹事  2011年4月 姫路市包括外部監査人  2011年6月 岡野食品ホールディングス株式会社社外監査役  2018年6月 当社社外取締役〔監査等委員〕（現在に至る）  2022年7月 株式会社ノバック社外監査役  2025年11月 株式会社ノバック常勤監査役（現在に至る）</p> <p>&lt;重要な兼職の状況&gt;  公認会計士（沖公認会計士事務所所長）  株式会社ノバック常勤監査役</p>	19,900株
<p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>同氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有し、独立した立場から財務・会計等を中心に当社の経営に対する監督や経営全般に関して助言を行っております。同氏の当該視点に基づき、当社取締役会機能の強化と業務執行の監督等の役割を果たしていただくことを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p> <p>同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	※ と ま り ち え 渡 真 利 千 恵 (1961年5月29日生)	1984年4月 株式会社東急ハンズ（現株式会社ハンズ）入社 1999年8月 株式会社千趣会入社 2014年1月 同社執行役員総務本部長 2016年1月 同社執行役員商品開発副本部長 2017年4月 株式会社プラネットワーク出向 取締役 管理部長兼株式会社ディアーズ・ブレイ ン取締役 2019年5月 アサヒ軽金属工業株式会社入社 事業企 画室長 2023年4月 株式会社トーホー社外取締役 (現在に至る) 2023年6月 当社社外取締役 (現在に至る) 2024年6月 株式会社チノー社外取締役 (現在に至る) <重要な兼職の状況> 株式会社トーホー社外取締役 株式会社チノー社外取締役	500株
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 同氏は、事業会社で要職を歴任し、マーケティングや管理業務等での豊富な経験を有しております。また、多数の女性管理職の育成に携わった経験も有しており、当社の社外取締役として、女性活躍推進を含む人財育成の取り組み等に関して助言を行ってまいりました。こうした経験や知見に基づき、同氏が当社グループ全体の経営に対する実効性の高い監査等に十分な役割を果たすことができると判断し、新たに監査等委員である社外取締役候補者としたしました。			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	※ ほそ だ よし こ 細 田 祥 子 (1973年8月14日生)	2000年4月 大阪弁護士会弁護士登録 浅田法律事務所（現弁護士法人浅田法律事務所）入所 2006年4月 浅田法律事務所パートナー （現在に至る） 2017年4月 大阪家庭裁判所調停委員 2021年11月 株式会社三宝化学研究所社外取締役 （現在に至る） 2022年6月 シキボウ株式会社社外取締役【監査等委員】 （現在に至る） 2023年4月 日本弁護士連合会理事 <重要な兼職の状況> 弁護士（弁護士法人浅田法律事務所パートナー） 株式会社三宝化学研究所社外取締役 シキボウ株式会社社外取締役【監査等委員】	—
<p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]</p> <p>同氏は、弁護士としての豊富な経験と専門的知見を有しております。同氏の当該視点に基づき、法務・コンプライアンスを中心に、当社取締役会機能の強化と業務執行の監督等の役割を果たしていただくことを期待し、新たに監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p> <p>同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. ※印は新任候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 沖 剛誠氏、渡真利千恵氏及び細田祥子氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社社外取締役在任期間は、沖 剛誠氏は、本総会終結の時をもって8年、渡真利千恵氏は、本総会終結の時をもって3年であります。
5. 当社は、加減孝司氏及び沖 剛誠氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間で、当該契約を継続する予定であります。
6. 渡真利千恵氏及び細田祥子氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
7. 当社は加減孝司氏、沖 剛誠氏及び渡真利千恵氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補

償契約を締結しており、当該補償契約の内容の概要は、事業報告「2. 会社の現況 (3)会社役員の状況 ②補償契約の内容の概要」に記載のとおりです。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で、当該補償契約を継続する予定であります。また、細田祥子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の内容の補償契約を締結する予定であります。

8. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、「2. 会社の現況 (3)会社役員の状況 ③役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同様の内容での更新を予定しております。
9. 当社は沖 剛誠氏及び渡真利千恵氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。また、細田祥子氏の選任が承認された場合、当社は同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

【ご参考：取締役のスキルマトリックス】

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決された場合、本総会終了後の取締役のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	企業経営 SDGs	財務・ 会計・人事	法務・リス クマネジメ ント	グローバル	営業・マーケ ティング	技術開発・ 製造	IT
村田 潔	○	○	○				
佐藤 哲造			○	○	○	○	
阿部 孝司	○	○	○	○			○
加減 孝司			○	○	○	○	
沖 剛誠	○	○					○
渡 真利千恵	○	○			○		
細田 祥子	○		○				

※上記一覧表は、各取締役候補者が有する全ての専門性と経験を表すものではありません。

## <株主提案（第4号議案）>

### 第4号議案 定款一部変更の件（非公開化を含む戦略検討に関する特別委員会の設置）

第4号議案は、株主様1名（以下「提案株主」といいます。）からのご提案によるものです。

以下、提案株主から提出された株主提案書の提案内容及び提案理由を原文のまま記載し、当社取締役会の意見を記載しております。

#### 【提案議案】

定款一部変更の件（非公開化を含む戦略検討に関する特別委員会の設置）

#### 【提案の内容】

現行定款に、以下の条文を新設する。

#### 第7章 戦略検討に関する特別委員会

#### 第35条（非公開化を含む戦略検討に関する特別委員会の設置）

- ① 当社は、取締役会の諮問機関として、当社が東京証券取引所に独立役員として届け出た社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）の中から選定された3名以上の委員で構成される特別委員会を置くものとする。
- ② 取締役会は、前項の特別委員会に対し、その職務遂行に必要かつ相当な範囲で、財務及び法務アドバイザーその他の外部専門家を自ら選任する権限並びに相当な予算を付与する。
- ③ 特別委員会は、当会社株式の市場評価、本質的企業価値、上場維持コスト、資本政策、成長投資及び株主価値保全の在り方を総合的に審議検討した上で、上場維持の合理性及びMBO、第三者売却その他の非公開化を含む戦略的選択肢（潜在的買収者への能動的な打診であるマーケット・チェックも含む。）について、公正かつ客観的に比較検討し、その結果を取締役会へ答申するものとする。
- ④ 取締役会は、前項の答申の内容を、法令及び守秘義務に反しない範囲で公表するものとする。

#### 附則

第1条 第35条3項に定める初回の答申は、同条に係る定款変更の効力発生日から9カ月以内に行うものとする。

第2条 取締役会は、第35条4項に定める公表を、前条の答申を受領した日から起算して7日以内に行うものとする。

第3条 本附則は、前条に定める公表がされた日にこれを削除する。

### 【提案の理由】

当社は、主力の完全無漏洩構造を特徴とするキャンドモータポンプのグローバルニッチトップ企業であり、長年にわたり高い技術力と信頼性を蓄積してきた極めて独自性の高い企業であります。直近においても、主力事業への集中により過去最高の売上・利益を達成するなど、その事業基盤は極めて強固です。

しかしながら、このような本質的企業価値に比して、足元の市場評価はなお十分とは言い難く、当社が上場を維持し続けることの合理性については、改めて検証すべき段階にあると考えます。

本提案を行う理由は、以下の3点です。

#### 1. 本質的企業価値と現状の市場評価の乖離があること

当社は約120億円～145億円（総資産の約3割）に達する豊富な現預金を有し、自己資本比率は約80%近くに達するなど、無借金の極めて強固な財務基盤を有している。さらに、キャンドモータポンプ事業は、グローバルで極めて高いシェア（国内シェア約6割、世界シェア約4割）を誇る、所謂ニッチトップ事業であり、十分な収益力を持っていることは、本質的に極めて高く評価されるべき要素である。

にもかかわらず、現在の市場評価は未だそのポテンシャルを十分に反映できておらず、PBRは1.5倍程度と、その実力に比して不十分な水準にある。

健全な財務基盤と優良な事業を有しながら市場評価が改善しない状況は、経営陣及び株主の双方にとって十分に果実が得られないことを意味する。このことは、上場という枠組みが、当社の価値の顕在化や経営の自由度の確保に適合していない懸念がある。かかる状況が継続する場合、上場維持が企業価値の顕在化に資するのか、改めて検討する必要がある。

#### 2. 長期ビジョン達成と企業価値の両立に関する困難性があること

経営陣は2035年に売上高700億円を目指す野心的な目標を掲げているが、現在の生産能力は現状売上高の過去上限である約300～350億円程度で全般的には飽和に近づいており（稼働率80～90%）、目標達成には巨額の設備投資が不可欠である。

当社経営陣との対話の中でも、この大規模投資に伴い株主還元余力が一時的に制約される可能性が示唆されている。巨額投資による減価償却費増や立上げ費用負担が先行する一方、拡大路線の先に利益率やROE向上の見通しが示されない中では、短期的な利益成長や株主還元の鈍化が売り材料となり、長期的な成長戦略が株価の重石となる「成長のパラドックス」に陥るリスクが極めて高い。四半期決算の圧力や短期的な市場評価から解放された環境で、10年スパンのグループビジョンを断行するためには、非公開化によって経営の機動性を確保することが合理的である。

### 3. 足元の株主価値保全に十分な対応が示されていないこと

上場維持を是とするとしても、現経営陣からは、長期では野心的な拡大路線が掲げられる一方、足元の企業価値に直結するTOPIX構成銘柄としての維持・残留に関しては特段の方向性を示されていない。2026年、2027年に予定されているTOPIX構成銘柄の見直しにおいて、TOPIXから除外されることはパッシブ投資家の関与が機械的に減じることを意味し、たとえ同様のファンダメンタルズを有していたとしても株価水準が低下し、株主価値を毀損するリスクにつながる。

前述のように、不確実性の高い拡大路線に踏み切る一方、TOPIX見直しを含む足元の株価や需給に影響しうる重要なイベントへの対応方針を十分に示されていないことは、今後数年にわたり株主価値の毀損リスクを現株主に負担させることとなりかねない。

上場維持を前提とするのであれば、こうした市場制度変更に対しても具体的対応策を示すべきである。他方、それが困難であり、かつ長期投資との両立にも限界があるのであれば、上場維持そのものの合理性を再検証し、非公開化を含む選択肢を客観的に検討すべきである。

上記を踏まえ、一般株主の利益保護および当社の持続的成長の観点から、当社が上場維持を当然の前提とせず、その必要性・合理性を改めて検証し、非公開化を含むあらゆる選択肢を、公正かつ客観的に比較検討する場を設けることが必要であると考えます。

経営陣におかれては、上場維持の合理性を每期厳格に検証するとともに、MBOや第三者への売却等の「非公開化を含む戦略的選択肢」について、株主に対し適切なプレミアムを付した実行可能性と経済合理性を客観的に検討し、全ステークホルダーの利益を最大化する道を模索すべきと考え、本議案を提案します。

なお、本議案は、非公開化という特定の結論を予断をもって求めるものではなく、あくまで、一般株主にとって最も望ましい選択肢が何であるかを独立した立場から検証するための体制整備を求めるものです。

## ○取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

## ○反対の理由

当社取締役会は、企業経営・SDGs、財務・会計・人事、法務・リスクマネジメント、グローバル、DEI推進等の多様な知識・経験を持ち、当社事業に精通している業務執行取締役及び高度な専門的知見から助言・提言を行う独立社外取締役とで構成されており、上場企業として、少数株主の利益保護及び当社の株主価値の持続的な向上につながる経営上の意思決定及び監督機能が十分に発揮できるものと考えております。本株主提案において、「戦略検討に関する特別委員会」は、「社外取締役…の中から選定された3名以上の委員で構成され」、外部専門家の選任権限・予算が付与されるとされておりますが、そのような新たな機関を設置するまでもなく、様々な知見をもった独立社外取締役に株主の皆様の利益につながる助言・提言をいただくことが当社の株主価値向上に資すると考えております。

加えて、当社は、従前より、株主総会や決算説明会、面談等において頂戴した株主や機関投資家の皆様のご意見、外部専門家等からの助言も踏まえて経営上の意思決定を行っております。具体的には、事業ポートフォリオの見直しによる電子部品事業からの撤退とポンプ事業への集中を实行し、政策保有株式の大幅な縮減を実施し、保有残高を僅少な水準まで圧縮いたしました。また、株主還元を最重要経営課題の一つと位置付け、2025年3月期から2027年3月期の3か年において、配当性向50%を目安とした配当及び3か年累計の総還元性向100%を目標とした積極的な株主還元を計画し、実施しております。さらに、成長のためのM&Aにも積極的に取り組むべく、体制強化を図っております。

その上で、当社は、株主価値の持続的な向上の観点から、「2035年までに連結売上高700億円の事業規模とキャンドモータポンプ市場での圧倒的No.1」という目標を掲げ、将来的な脱炭素市場の拡大等によるキャンドモータポンプの用途拡大が期待される環境下で、環境貢献度の高い無公害キャンドモータポンプのグローバルマーケットリーダーという当社の強みを最大限に活かすため、市場深耕と新市場開拓のための資材安定調達・技術対応力向上・販売力強化のための基盤整備として、2025年12月23日付「固定資産（工場用地）取得に関するお知らせ」で公表しましたとおり、将来的な事業拡大を見据えて新工場用地の取得及び新工場の建設を計画するなど、大規模な設備投資も計画しております。

このような当社の成長投資に関して、本株主提案は、設備投資に伴う短期的な利益成長の鈍化や株主還元の鈍化の懸念があると指摘しておりますが、当社は、安定した財務基盤を背景に成長戦略と株主還元のバランスを考慮しながら、中長期的な企業価値向上に取り組んでおり、特段の支障は見込んでおりません。当社が継続的に対話を行っている多くの機関投資家の皆様からも、中長期的な成長に向けた積極的な投資を支持する声を頂いているところです。本株主提案は、

「非公開化という特定の結論を予断をもって求めるものではない」としつつも、将来の成長のための必要かつ適切な投資を「成長のパラドックス」と捉え、「短期的な市場評価から解放された環境で」、「経営の機動性を確保することが合理的である」とされておりますが、当社の持続的成長を期待する多くの株主の皆様の利益を損なうものと考えております。当社にとって上場を維持することは、単なる資金調達手段にとどまらず、経営の透明性確保、グローバルな信用力に基づく優秀な人財の確保、資本市場からのガバナンスにおける規律付けなど、非財務的な観点からも中長期的な企業価値向上において有益であると考えております。本株主提案が指摘するTOPIX構成銘柄の見直し等に伴う需給変動につきましても、上記のような本質的な企業価値向上による時価総額の拡大をもって対応してまいります。

さらに、定款は会社の組織及び運営に関する根本原則を定めるものであり、特定の時期に限定された個別の経営課題や、諮問機関の設置・運営細則、検討プロセスを規定することは、定款の性質に馴染みません。本株主提案のように、委員の構成、外部専門家の選任権限、予算の付与、検討期間、さらには答申内容の公表義務までも定款で一律かつ固定的に規定することは、急激な経営環境の変化に対する取締役会の柔軟かつ機動的な意思決定を阻害する懸念があります。企業価値向上に向けた中長期的な戦略検討は、取締役会の重要な役割であると認識しております。当社では、現行のガバナンス体制のもとで、取締役会が主体的に議論を行い、その実効性を確保しているため、戦略検討に関する特別委員会の設置は必要ないと判断しております。

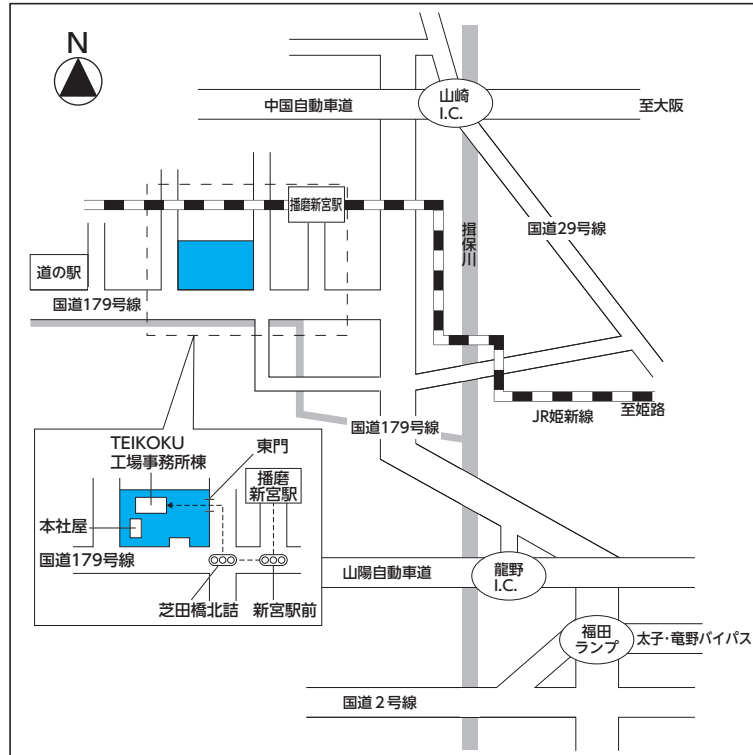
以上の理由により、当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場 兵庫県たつの市新宮町平野60番地  
当社工場事務所棟3階誠和ホール  
(本社工場東門からお入りください。)  
電話0791-75-0411

※障がい者用駐車場を設けておりますのでご利用ください。



- ・ J R 姫新線「播磨新宮駅」より徒歩約10分
- ・ 中国自動車道「山崎I.C.」より車で約20分
- ・ 山陽自動車道「龍野I.C.」より車で約20分
- ・ 太子・竜野バイパス「福田ランプ」より車で約20分



FSC®認証紙と植物油  
インキを使用しています。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。